

志摩初エリアを訪ねる、糸島の魅力体験バスツアー！

地域の魅力を再発見する都市農村交流バスツアー企画。
今回の企画は、福岡県糸島市志摩初エリアを訪ねます！
クラフト体験や未来の福祉機器体験など盛りだくさんの
内容は、地域住民で企画したものです！志摩初エリアの
魅力を体験していただけるバスツアーです！



ストール（染物体験）
イメージ



日時：平成29年**3月16日**(木) 8:30~18:00

集合・解散：JR博多駅筑紫口（集合：8:15）募集人数：25名（先着順、申込締切 3/9(木)）

旅行代金：6,000円（雑遊庵昼食代、クラフト体験代、ティータイム代金を含む）

イベント企画：糸島地域広域連携プロジェクト推進会議、NPO法人九州地域交流推進協議会

< 行程 >

出発

出発（8:30）

JR博多駅
筑紫口



解散（18:00頃）

「志摩の四季」でお買物

地元で獲れた活魚・鮮魚などの水産物、新鮮な野菜や果物などの農産物に加え、糸島牛や糸島豚などの肉類、しょうゆ、塩や手造りの豆腐などの加工品といった地元の「旬」が揃った直売所です。



「ふれあいラボ」で最新ヘルスケア体験

健康づくりに取り組む糸島市。市と九州大学と企業が産官学連携で施設を運営し、新たなヘルスケアの研究を行っています。「ふれあいラボ」を訪ね、取り組みを聞き、歩行アシストスーツなど研究開発中の機械を体験します。



到着

二見ヶ浦でティータイム

糸島の景勝地、サンセットロードは「日本の夕日百選」に選ばれたこともある四季折々の海景が楽しめるスポット。人気店のひとつ、「PALM BEACH」でひと休み、ティータイムです！



※写真は、すべてイメージです。
※天候等の都合により、変更がある場合があります。

クラフト体験

陶芸や木工、ガラス、ジュエリー、布など、糸島には色々なクラフト作家が工房を構えています。今回、クラフト作家の応援拠点「いとしま応援プラザ」にて、下記のどちらかを体験していただきます。

- ① 陶芸体験（15名）※先着順
… たたら技法で作ります。
- ② 染物体験（10名）※先着順
… ストールを作ります。

※陶芸体験で作った作品は、後日着払いにて郵送いたします。
※クラフト体験は先着順の為、ご希望に添えない場合があります。

志摩歴史資料館 見学

志摩地域では、古来、大陸との交流が盛んに行われ、様々な遺物が出土しています。志摩の歴史を学びましょう！



訪問時は、企画展「糸島のひなまつり」も開催中です！

農家料理「雑遊庵」でランチ

糸島にある隠れ家的な料理店。静かな田園風景を眺めながら、自家産の地鶏・野菜を使ったランチを頂きます。



最少催行人員：20名 / 食事条件：昼1回 / 添乗員：同行 / バス運行事業者：イトキュー

※最少催行人数に満たない時は、旅行の実施をとりやめることがあります。この場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目に当たる日より前にご連絡いたします。

■ 申込み方法

裏面のFAX申込用紙に必要事項を記入し、FAXにてお申込み下さい。

■ イベント企画に関するお問合せ先

NPO法人九州地域交流推進協議会（担当：小林）
（TEL）092-574-0312

■ 旅行企画・実施

オフィスパル



旅行業務取扱管理者 吉川 直子
福岡県知事登録第2-517号（一社）日本旅行業協会正会員
〒819-1123 福岡県糸島市神在 1048-6-308
（TEL）092-332-7530 （FAX）092-324-0008
（営業日・時間）月曜日～金曜日 10時～17時

糸島地域“つながる”プロジェクト体験ツアー（志摩初工リア） ～ 参加申込書 ～

旅行条件および旅行手配に必要な範囲内での運送・宿泊機等その他への個人情報の提供について同意の上、以下の旅行に申し込みます。

ふりがな	性別	年齢	電話番号	
お申込者氏名 (代表者)			携帯番号	
ご住所 (連絡先)	(〒 -)		クラフト体験の希望	陶芸体験 ・ 染物体験
緊急連絡先	(氏名)	(続柄)	(電話番号)	
同伴者 ①	氏名	性別	年齢	電話番号
	住所		クラフト体験の希望	陶芸体験 ・ 染物体験
同伴者 ②	氏名	性別	年齢	電話番号
	住所		クラフト体験の希望	陶芸体験 ・ 染物体験
同伴者 ③	氏名	性別	年齢	電話番号
	住所		クラフト体験の希望	陶芸体験 ・ 染物体験

ご旅行条件書

— お申し込みの際には、詳しい国内募集型企画旅行条件書（全文）をお受け取りいただき、必ず内容を事前に確認のうえお申し込みください。—

1. 募集型企画旅行契約

オフィスパル（以下「当社」という）が企画・募集し実施する企画旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。又、契約の内容・条件は、募集広告（パンフレット等）に記載されている条件のほか、下記条件、最終旅行日程表及び当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」によります。

2. 旅行の申し込み

(1)お客様が旅行の参加に際し、特別な配慮を必要とする場合には、お申し込みのときにお申し出ください。可能な範囲内では当社はこれに応じます。ただし、特別な配慮をするにあたり、別に費用が生じる場合があります。
(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社が予約の承諾を通知した翌日から起算して3日以内に申込書と申込金を提出していただきます。

3. 契約の成立と契約書面の交付

(1)募集型企画旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し前項の申込金を受領したときに成立するものとします。
(2)通信契約は前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発したときに成立するものとします。ただし、契約締結を承諾する旨をe-mail等の電子承諾通知の方法で通知した場合は、その通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
(3)当社は契約の成立後旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます）をお渡しいたします。（当パンフレットはこのご旅行条件書において、契約書面の一部といたします）当社が手配し旅程を管理する業務を負う旅行サービス範囲は、当契約書面に記載いたします。

4. 通信契約

当社又は当社の募集型企画旅行を当社の代理して販売する会社が提携するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます）のカード会員（以下「会員」といいます。）より所定の伝票への「会員」の署名なくしての旅行代金等のお支払いを受けることを条件に「電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による」申し込みを受ける場合があります。（受託旅行者により当該取扱が出来ない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行者により異なります。所定の伝票に会員の署名をいただきクレジットカードでお支払いいただく契約は通信契約には該当せず、通常の旅行契約となります。）

5. 確定書面（最終日程表）の交付

当契約書面において旅行日程または重要な運送・宿泊機関の名称が確定されない場合には、利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、契約書面の交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の14日前以降のお申し込みに関しては旅行開始日）までに、これらの確定状況を記載した書面（以下「確定書面」といいます）をお渡しいたします。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の15日前までにお支払い下さい。旅行代金に含まれるもの ●旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代及び消費税等諸税。 ●添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費、団体行動に必要な心付を含みます。上記の諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しいたしません。（行程に含まれない交通費等の諸費用及び個人的費用は含みません）

7. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、交替を要する実費とともに当社に提出していただきます。また、契約上の地位の譲渡は当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

8. お客様からの旅行契約の解除（旅行開始前）

お客様はいつでも次に定める取消料（お一人様につき）をお支払いいただいて、旅行契約を解除することができます。この場合、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。（なお、表でいう取消日とは、お客様が当社及び旅行業法で規定された「委託営業所」〔以下「当社」といいます。〕のそれぞれの営業日、営業時間内に取消する旨をお申し出いただいた時を基準とします。）

(注意)

お客様のご都合によって、ご旅行契約の解除をされる場合は、下記の金額の取消料を申し受けます。
旅行開始日の前日から起算して10日目～8日目に解除された場合—旅行代金の20%相当 / 旅行開始日の前日から起算して7日目～2日目に解除された場合—旅行代金の30%相当 / 旅行開始日の前日に解除された場合—旅行代金の40%相当 / 旅行開始日の当日の集合時間までに解除された場合—旅行代金の50%相当 / 旅行開始後の取消及び無連絡での不参加の場合—旅行代金全額

9. 添乗員等

(1)「添乗員同行」と表示があるコースは、添乗員が同行します。
(2)「現地添乗員同行」と表示のあるコースは、旅行目的地の到着時から出発時まで添乗員が同行します。
・旅行目的地の集合場所まで及び解散場所からの行程については添乗員が同行しませんので、お客様が旅行のサービス提供を受けるための手続きはお客様自身で行っていただきます。
・添乗員が同行しない区間において、悪天候等により旅行サービス内容の変更が必要となる事由が発生した場合の手配及び手続きはお客様自身で行っていただきます。
●添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

10. お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
(3)お客様は、旅行開始後に契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

11. 特別補償

当社は、当社の責任が生じるか否かを問わず、国内募集型企画旅行約款の特別補償規程で定めるところにより、お客様が旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によってその生命、身体又は手荷物の上に被った一定の損害について、あらかじめ定められた額の補償金及び見舞金を支払います。

12. 基準期日

この旅行条件は、平成29年2月1日現在を基準としています。また、旅行代金は平成29年2月1日現在の有効な運賃・規則を基準としています。
旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理・その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税等の諸税が課せられますのでご了承ください。

個人情報の取り扱いについて

(1)株式会社 オフィスパル（以下「当社」）およびご旅行をお申し込みいただいた受託旅行者（以下「販売店」）は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。
(2)当社、当社のグループ企業等、販売店および当社が提携する企業が取り扱う商品、サービスに関する情報をお客さまに提供させていただくことがあります。
(3)上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店舗またはホームページでご確認ください。

総合旅行業務取扱管理者について

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引の責任者です。この旅行契約に關し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく旅行業務取扱管理者にご質問下さい。

お客様各位

添乗員は旅程管理に万全を尽くすため、お客様と同行させていただきま。なお、労働基準法の定めからも勤務中一定の休憩時間を適宜取得させることが必要ですので、お客様各位のご理解とご高配をお願い申し上げます。また、「バス乗車中は、シートベルト着用」をお願いいたします。

パンフレット作成日：平成29年2月1日

■旅行企画・実施

